

Q 『早期の経営改善計画策定』が自社の経営改善につながると聞きました。また、お金を借りている金融機関との関係も円滑になるそうですが、制度の内容を教えてください。



A 『早期の経営改善計画策定』は、自社の経営を見つめ直し、自社の将来像を反映した計画を策定し、実行していくことで、自社の経営改善につなげるべく、国が新たに作った制度です。

『早期の経営改善計画策定』は、こんな方にオススメです。

- 最近資金繰りに注意を要するようになった
- 売上減少など、経営に不安を覚える
- 自社の状況を客観的に把握したい
- 経営改善がうまくいっているか、確認をしたい など

つまり、自社の健康診断を行って、どこに問題があるのか確認してみたい方や、対策を行った後のフォローアップをきちんと行いたい方に最適です。

『早期の経営改善計画策定』は、専門家の力を借りるとスムーズです。専門家とは、国が認定した経営革新等支援機関のことで、この専門家の支援を受けて制度を利用する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限20万円まで)の補助を国から受けられます。

『早期の経営改善計画策定』の仕組みは、ヒアリング～計画策定～金融機関へ計画説明～計画のフォローアップという流れで、専門家と一緒に進めていきますので安心です。

自社の健康診断と早期の治療は専門家にお任せ下さい。

税理士

あなたの安心を全力サポートします。

企業を取りまく環境は厳しくなる一方です。当事業所では、経営者の皆さんが安心して経営できるよう全力でサポートします。医療・社会福祉法人等も専門的アドバイスができますので、お気軽に御相談下さい。

当事務所は国の認定した
経営革新等支援機関です。

税理士法人 中川会計

(九州北部税理士会所属)

佐賀市本庄町大字本庄1268番地4

AM9:00~PM5:30

休/土曜・日曜・祝日

<http://www.n-and-m.or.jp>

☎0952-23-8168



税理士
中島 嘉郎